

受付期間 令和2年2月17日（月）～3月16日（月）
午前9時～午後4時 ※土・日曜日及び祝日を除く。
受付会場 浦臼町役場1階 調理実習室 / 岩見沢税務署

申告期限は
3月16日

■マイナンバー制度について

平成28年1月からマイナンバー制度が導入されたことにより、平成28年分以降の所得税の確定申告には、マイナンバー（12桁）の記載、および本人確認書類の提示または写しの添付が必要となりました。みなさまのご協力をお願いいたします。

■所得税確定申告が必要な方

- 給与と所得者であるが、給与所得以外に20万円を超える所得がある方。
- 公的年金収入が合計400万円を超える方。または、公的年金収入が400万円以下であっても、公的年金以外に20万円を超える所得がある方。
- 個人で農業や商店、飲食店などの事業を行っている方。
- 土地や建物などの不動産の貸し付けで収入のある方。
- 土地や建物などを売って収入を得た方。
- 新たに住宅借入金等特別控除を受ける方。
- 2か所以上から給与を受けた方。
- 社会保険料控除や医療費控除を受ける方。

これらに当てはまらない場合であっても確定申告が必要な場合がありますので、詳しくは下記URLを参照ください。

国税庁HP <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/>

■町道民税申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、町内に在住で、令和元年（2019年）中に所得のあった方。
※令和元年（2019年）中に収入がなかった方でも、「非課税証明書」を必要とする場合には申告が必要です。

所得税確定申告書を提出した方は、町道民税申告の必要はありません。

■申告に必要なもの

- 印鑑
- 前年中の収入金額を証明できる書類 … 源泉徴収票、報酬の支払調書など
- 控除に関する書類 … 国民年金、国民健康保険税、介護保険料等の領収書、生命保険控除証明書、医療費の領収書（1年間の医療費を集計して提出ください。）
- 申告者名義の通帳（還付申告者のみ）
- 本人確認書類
例1：マイナンバーカード
例2：マイナンバー通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など

国税庁ホームページで所得税確定申告書の作成ができます

- ① 国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書データに電子証明書を添付して、送信（提出）することができるe-tax（イータックス）があります。
- ② 「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、プリントアウト（白黒でも可）して、添付書類を貼付し、税務署に提出できます。なお、郵送での提出もできます。

上記により申告いただくと、役場や税務署で申告する必要はありません。

国税庁 確定申告書等作成コーナーHP
<https://www.keisan.nta.go.jp/>

役場から「申告のご案内ハガキ」が送付されていない方でも、医療費控除等の申告をすることにより、所得税が還付される場合があります。

所得税確定申告・町道民税申告のご案内

申告についてご不明なことがございましたら、お気軽にお電話ください。
くらし応援課 税務係 68-2112